

議案第 65 号

学習者用端末の買入れについて

次のとおり学習者用端末を買い入れることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年伊賀市条例第68号)第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年4月18日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

- 1 買 入 物 件 学習者用端末
- 2 契 約 金 額 351,191,500 円
- 3 契約の相手方 三重県四日市市浜田町5-27 第3加藤ビル5F
株式会社フューチャーイン 四日市営業所
所長 菱田 貴文